

# 会則

## 第1章 総則

### 第1条

本会は、北海道函館稜北高等学校同窓会と称し、事務局を函館市に置く。

### 第2条

本会は、会員相互の親睦を図ると共に、母校の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 事業

### 第3条

本会は、前条目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 母校発展のための事業
- (3) 会員名簿の作成並びに会報の発行
- (4) その他必要と認める事業

## 第3章 会員

### 第4条

本会は、次の会員で組織する。

- (1) 正会員 本校卒業生
- (2) 特別会員 同校現旧職員

## 第4章 役員及び選出

### 第5条

本会に名誉会員を置く。

- (1) 名誉会員 母校現校長

### 第6条

本会に名誉会員を置く。

本会に次の役員を置き、会務を執行する。

- (1) 会長 1名 正会員中より選出し、総会において承認を得た者。
- (2) 副会長 若干名 同上
- (3) 幹事長 1名 同上
- (4) 副幹事長 若干名 同上
- (5) 幹事 各期より男女各1名ずつ選出し、役員会にて承認する。
- (6) 会計 1名 正会員中より選出し、総会において承認を得た者。
- (7) 監査 2名 総会において正会員中より互選する。ただし、前記役員とは兼任できない。
- (8) 顧問 若干名 元会長および役員会において推薦し会長が之を委嘱する。

### 第7条

役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。また役員が欠けたときは適宜に補充し、任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 役員職務

### 第8条

役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長 会務を総括し、本会を代表する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 幹事長 会長を補佐し、会務全般の処理にあたる。
- (4) 副幹事長 幹事長を補佐し、会務を処理する。幹事長事故ある時は、その職務を代行する。
- (5) 幹事 正副幹事長の指示により、各々分担して会務を担当する。また各期会員相互の連携を図る。
- (6) 会計 会の会計の仕事を遂行する。
- (7) 会計監査 本会の業務及び財産状況を監査し、会計の正常な運営を図る。

## 第6章 会議

### 第9条

本会の会議は、総会・臨時総会・役員会・幹事会とする。

- (1) 総会 年1回定期総会を開き、会務報告、予算・決算の承認、役員の変更等を行う。ただし、臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。
- (2) 役員会 会長、副会長、幹事長、副幹事長、会計で構成し、会の事業計画・予算立案・その他必要事項を協議・議決する。
- (3) 幹事会 役員会で議決した内容に関して協議し、会の運営を図る。

### 第10条

総会の議決は、出席会員の過半数の同意を必要とする。

- (4) 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該総会で議長を選出する。

## 第7章 会計

### 第11条

本会の経費は正会員の入会金・終身会費・寄付金・その他の収入をもって、これにあてる。

### 第12条

正会員は入会と同時に入会金2,000円、終身会費3,000円を納入するものとし、特別な場合は臨時会費を徴収することができる。

### 第13条

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第8章 慶弔見舞

### 第14条

本会の役員及び母校の教職員の転退職及び弔事に際しては、慶弔の意を表する。なお、慶弔意の基準については、役員会の議決を経て別に定める。

## 第9章 補助

### 第15条

会長の命により同窓公務のため、出張する役員および会員に旅費を当会より補助する。

### 第16条

役員会に所定の申請書の提出があり、同窓会役員会において、予め承認を得た各部活のOB会活動や卒業生が中心となって活動する団体や組織に対し、年1回30,000円を上限に補助することができる。

### 第17条

現北海道函館稜北高校が認める部活動が全道大会以上の大会に出場した場合や課外活動で特に優秀な成績を修め、地域の振興や学校の発展に功績があったと認められる成績優秀者に対して、同窓会から補助することができる。

きる。ただし、事前に学校と調整を行うこととする。

(1) 補助金 1名につき、5,000円以内とする。ただし、年1回を上限とする。

(2) お祝金 1大会あたり1万円とする。ただし、上限は設けない。

## 第10章 雑則

### 第17条

会員は、住所、姓名等一身上の異動があったとき、本会事務局または同期の幹事に連絡しなければならない。

### 付則

本会則は、平成28年6月18日から施行する。